

当座勘定規定

(改定箇所の下線を引いています)

現状	改定後
第8条（預金の払戻し） ①この預金を払戻すときは、当座キャッシュカード規定によることとし、別途当行が認めた場合は、当行所定の本支店において、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。 上記によるほか、小切手を使用することもできます。	第8条（預金の払戻し） ①この預金を払戻すときは、当座キャッシュカード規定によることとし、別途当行が認めた場合は、当行所定の本支店において、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。 上記によるほか、小切手を使用することもできます。 <u>（2026年10月1日（木）以降に振出された小切手を除く）</u> 。
第9条（手形、小切手の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います（当行が認めた場合は、呈示場所を当行所定の本支店と看做し取り扱います）。	第9条（手形、小切手の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います（当行が認めた場合は、呈示場所を当行所定の本支店と看做し取り扱います）。 <u>ただし、2026年10月1日（木）以降に振出された手形・小切手は当座勘定から支払いません。</u>
第10条（手形、小切手用紙） ①当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。	第10条（手形、小切手用紙） ① <u>2026年10月1日（木）以降、当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出すことはできません。</u> ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日（水）までに振出された手形であることを</u> 確認してください。 ③ <u>第2項以外</u> の <u>為替手形</u> については、当行はその支払をしません。
第20条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときはその都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第20条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。 もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは <u>当行が認めた場合を除き、支払いません。</u> <u>なお、当行が認めた場合は、</u> その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

TERMS AND CONDITIONS OF CURRENT ACCOUNTS**(Amended provisions are underlined.)**

Current	Revised
Article 8. Withdrawal of Deposits ①When withdrawing a deposit, the depositor is required to comply with the Current Account Cash Card Rules, and if the Bank separately agrees, the depositor should submit a Bank specified withdrawal slip stamped with a seal (or signature) filed with the Depository Office to the office specified by the Bank. In addition to the above method, checks may also be used.	Article 8. Withdrawal of Deposits ①When withdrawing a deposit, the depositor is required to comply with the Current Account Cash Card Rules, and if the Bank separately agrees, the depositor should submit a Bank specified withdrawal slip stamped with a seal (or signature) filed with the Depository Office to the office specified by the Bank. In addition to the above method, checks may also be used, <u>except for checks drawn on or after October 1, 2026.</u>
Article 9. Payment of Checks, Promissory Notes and Bills of Exchange ①The Bank is authorized to and will pay, by debiting the Current Account, checks presented for payment and promissory notes or bills of exchange presented for payment within the period prescribed for presentation. (If the Bank agrees, the place of presentation shall be deemed to be the Depository Office specified by the Bank and the payment will be handled accordingly.)	Article 9. Payment of Checks, Promissory Notes and Bills of Exchange ①The Bank is authorized to and will pay, by debiting the Current Account, checks presented for payment and promissory notes or bills of exchange presented for payment within the period prescribed for presentation. (If the Bank agrees, the place of presentation shall be deemed to be the Depository Office specified by the Bank and the payment will be handled accordingly.) <u>However, the Bank will not make payment from the Current Account for any check, promissory note, or bill of exchange drawn on or after October 1, 2026.</u>

TERMS AND CONDITIONS OF CURRENT ACCOUNTS

(Amended provisions are underlined.)

Current	Revised
Article 10. Forms for Checks, Promissory Notes, and Bills of Exchange	Article 10. Forms for Checks, Promissory Notes, and Bills of Exchange
①The depositor is required to use the forms provided by the Bank when drawing checks on the Bank or promissory notes payable at the Depository Office.	① <u>No check payable by the Bank or promissory note payable at the Depository Office may be drawn on or after October 1, 2026.</u>
②When accepting bills of exchange payable at the Depository Office, the depositor is required to ascertain that the forms for such have been provided by financial institutions which are authorized to receive deposits.	②When accepting bills of exchange payable at the Depository Office, the depositor is required to ascertain that the forms for such have been provided by financial institutions which are authorized to receive deposits <u>and that the bills of exchange were drawn on or before September 30, 2026.</u>
③The Bank will not honor any check, promissory note, or bill of exchange which does not comply with Paragraphs 1 and 2 of this Article.	③The Bank will not honor <u>any bill of exchange other than those specified in Paragraph 2 of this Article.</u>
Article 20. Checks, etc., with Blanks	Article 20. Checks, etc., with Blanks
①In drawing checks, promissory notes, or bills of exchange, or in accepting bills of exchange, the depositor is required to fill in all blanks, as required by law for the validity of such instruments. Notwithstanding any omissions, the Bank may pay without notifying the depositor: i .checks, promissory notes, or bills of exchange payable on a fixed date which lack the drawing date ; or ii .promissory notes or bills of exchange which lack the payee's name.	①In drawing checks, promissory notes, or bills of exchange, or in accepting bills of exchange, the depositor is required to fill in all blanks, as required by law for the validity of such instruments. If the following are presented, <u>the Bank will not make payment unless the Bank agrees. If the Bank so agrees</u> , it may make payment without notifying the depositor: i . checks, promissory notes payable on a fixed date, or bills of exchange payable on a fixed date that lack the drawing date; or ii . promissory notes or bills of exchange that lack the payee's name.

当座勘定規定（個人当座用）

（改定箇所の下線を引いています）

現状	改定後
第8条（預金の払戻し） ①この預金を払戻すときは、当座キャッシュカード規定によることとし、別途当行が認めた場合は、当行所定の本支店において、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。上記によるほか、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用することもできます。	第8条（預金の払戻し） ①この預金を払戻すときは、当座キャッシュカード規定によることとし、別途当行が認めた場合は、当行所定の本支店において、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。上記によるほか、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用することもできます。 <u>（2026年9月30日（水）までに振り出された小切手に限る）。</u>
第9条（小切手、手形の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います（当行が認めた場合は、呈示場所を当行所定の本支店と看做し取り扱います）。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。	第9条（小切手、手形の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います（当行が認めた場合は、呈示場所を当行所定の本支店と看做し取り扱います）。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 <u>ただし、2026年10月1日（木）以降に振出された手形・小切手は当座勘定から支払いません。</u>
第10条（小切手、手形用紙） ①当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。	第10条（小切手、手形用紙） ① <u>2026年10月1日（木）以降、当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出すことはできません。</u> ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日（水）までに振出された手形であることを</u> 確認してください。 ③ <u>第2項以外の為替手形</u> については、当行はその支払をしません。
第20条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） ①小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしします。	第20条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） ①小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、 <u>当行が認めた場合を除き、支払いません。</u> <u>なお、当行が認めた場合は、</u> その都度連絡することなく支払うことができますものとしします。

TERMS AND CONDITIONS OF CURRENT ACCOUNTS (For Use of Personal Accounts)**(Amended provisions are underlined.)**

Current	Revised
Article 8. Withdrawal of Deposits ①When withdrawing a deposit, the depositor is required to comply with the Current Account Cash Card Rules, and if the Bank separately agrees, the depositor should submit a Bank specified withdrawal slip stamped with a seal (or signature) filed with the Depository Office to the office specified by the Bank. In addition to the above method, the depositor or his or her authorized agent of the depositor may also use a check drawn in his or her own name.	Article 8. Withdrawal of Deposits ①When withdrawing a deposit, the depositor is required to comply with the Current Account Cash Card Rules, and if the Bank separately agrees, the depositor should submit a Bank specified withdrawal slip stamped with a seal (or signature) filed with the Depository Office to the office specified by the Bank. In addition to the above method, the depositor or his or her authorized agent of the depositor may also use a check drawn in his or her own name, <u>provided that such check was drawn on or before September 30, 2026.</u>
Article 9. Payment of Checks, Promissory Notes and Bills of Exchange ①The Bank is authorized to and will pay, by debiting the Current Account, checks presented for payment and promissory notes or bills of exchange presented for payment within the period prescribed for presentation. (If the Bank agrees, the place of presentation shall be deemed to be the Depository Office specified by the Bank and the payment will be handled accordingly.) Checks and promissory notes drawn and bills of exchange accepted by the authorized agent of the depositor by its own name will also be paid from this account.	Article 9. Payment of Checks, Promissory Notes and Bills of Exchange ①The Bank is authorized to and will pay, by debiting the Current Account, checks presented for payment and promissory notes or bills of exchange presented for payment within the period prescribed for presentation. (If the Bank agrees, the place of presentation shall be deemed to be the Depository Office specified by the Bank and the payment will be handled accordingly.) Checks and promissory notes drawn and bills of exchange accepted by the authorized agent of the depositor by its own name will also be paid from this account. <u>However, the Bank will not make payment from the Current Account for any check, promissory notes, or bills of exchange drawn on or after October 1, 2026.</u>

TERMS AND CONDITIONS OF CURRENT ACCOUNTS (For Use of Personal Accounts)**(Amended provisions are underlined.)**

Current	Revised
Article 10. Forms for Checks, Promissory Notes, and Bills of Exchange ①The depositor is required to use the forms provided by the Bank when drawing checks on the Bank or promissory notes payable at the Depository Office. ②When accepting bills of exchange payable at the Depository Office, the depositor is required to ascertain that the forms for such have been provided by financial institutions which are authorized to receive deposits. ③The Bank will not honor any check, promissory note, or bill of exchange which does not comply with Paragraphs 1 and 2 of this Article.	Article 10. Forms for Checks, Promissory Notes, and Bills of Exchange ①<u>No check payable by the Bank or promissory note payable at the Depository Office may be drawn on or after October 1, 2026.</u> ②When accepting bills of exchange payable at the Depository Office, the depositor is required to ascertain that the forms for such have been provided by financial institutions which are authorized to receive deposits <u>and that the bills of exchange were drawn on or before September 30, 2026.</u> ③The Bank will not honor <u>any bill of exchange other than those specified in Paragraph 2 of this Article.</u>
Article 20. Checks, etc., with Blanks ①In drawing checks, promissory notes, or bills of exchange, or in accepting bills of exchange, the depositor is required to fill in all blanks, as required by law for the validity of such instruments. Notwithstanding any omissions, the Bank may pay without notifying the depositor: - i .checks, promissory notes. or bills of exchange payable on a fixed date which lack the drawing date; or - ii .promissory notes or bills of exchange which lack the payee's name.	Article 20. Checks, etc., with Blanks ①In drawing checks, promissory notes, or bills of exchange, or in accepting bills of exchange, the depositor is required to fill in all blanks, as required by law for the validity of such instruments. If the following are presented, <u>the Bank will not make payment unless the Bank agrees. If the Bank so agrees</u>, it may make payment without notifying the depositor: - i . checks, promissory notes payable on a fixed date, or bills of exchange payable on a fixed date that lack the drawing date; or - ii . promissory notes or bills of exchange that lack the payee's name.

非居住者円当座勘定規定

(改定箇所の下線を引いています)

現状	改定後
第8条（預金の払戻し） ①この預金を払戻すときは当行所定の本支店において、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。 上記によるほか、小切手を使用することもできます。	第8条（預金の払戻し） ①この預金を払戻すときは当行所定の本支店において、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。 上記によるほか、小切手を使用することもできます <u>（2026年10月1日（木）以降に振出された小切手を除く）</u> 。
第9条（手形、小切手の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います（当行が認めた場合は、呈示場所を当行所定の本支店と看做し取り扱います）。	第9条（手形、小切手の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います（当行が認めた場合は、呈示場所を当行所定の本支店と看做し取り扱います）。 <u>ただし、2026年10月1日（木）以降に振出された手形・小切手は当座勘定から支払いません。</u>
第10条(小切手用紙) ①当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。	第10条(小切手用紙) ① <u>2026年10月1日（木）以降、当行を支払人とする小切手を振出すことはできません。</u> ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日（水）までに振出された手形であること</u> を確認してください。 ③ <u>第2項以外の手形</u> については、当行はその支払をしません。
第20条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第20条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、 <u>当行が認めた場合を除き、支払いません。</u> <u>なお、当行が認めた場合は、</u> その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

当座キャッシュカード規定

（改定箇所の下線を引いています）

現状	改定後
3. （支払機による預金の払戻し） （1）支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、<u>当座小切手または</u>払戻請求書の提出は必要ありません。	3. （支払機による預金の払戻し） （1）支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
4. （振込機による振込） 振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、<u>当座小切手または</u>払戻請求書の提出は必要ありません。	4. （振込機による振込） 振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。
5. （預入払出機による振替入金） （1）当行の預入払出機を使用して振替をする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って預入払出機に当座勘定のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力してください。この場合、<u>払戻当座勘定の小切手の振出または</u>払戻請求書および入金口座の入金票の提出は不要です。	5. （預入払出機による振替入金） （1）当行の預入払出機を使用して振替をする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って預入払出機に当座勘定のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および入金口座の入金票の提出は不要です。
6. （自動機利用手数料等） （2）自動機利用手数料は、当座勘定からの払戻し時に、<u>当座小切手または</u>払戻請求書なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。 （3）当行の振込機を使用して振込する場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の当座勘定からの払戻し時に、<u>当座小切手または</u>払戻請求書なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。	6. （自動機利用手数料等） （2）自動機利用手数料は、当座勘定からの払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。 （3）当行の振込機を使用して振込する場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の当座勘定からの払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

外貨貯蓄預金継続預入プラン規定

(改定箇所の下線を引いています)

現状	改定後
2.自動振替 (2)前記（1）の場合、指定預金口座からの引落しについては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出 <u>または小切手の振出</u> または印章の押印は必要ありません。	2.自動振替 (2)前記（1）の場合、指定預金口座からの引落しについては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または印章の押印は必要ありません。

投資信託総合取引規定

（改定箇所の下線を引いています）

現状	改定後
第1章 総則 7.指定預金口座 （1）この取引にかかる投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当行が認める場合を除き、あらかじめ指定された指定預金口座を通じた自動引き落としの方法によることとします。この場合、指定預金口座にかかる預金規定にかかわらず、<u>小切手または</u>預金払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。	第1章 総則 7.指定預金口座 （1）この取引にかかる投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当行が認める場合を除き、あらかじめ指定された指定預金口座を通じた自動引き落としの方法によることとします。この場合、指定預金口座にかかる預金規定にかかわらず、預金払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。
第4章 累積投資 49.償還金等の再投資等 （3）累積投資契約にもとづく取扱商品の設定注文および金銭の払戻しについては、この規定第1章および第2章ならびに指定預金口座にかかる預金規定の定めにかかわらず、申込書、<u>小切手または</u>払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。	第4章 累積投資 49.償還金等の再投資等 （3）累積投資契約にもとづく取扱商品の設定注文および金銭の払戻しについては、この規定第1章および第2章ならびに指定預金口座にかかる預金規定の定めにかかわらず、申込書、払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。

貸金庫規定

(改定箇所の下線を引いています)

現状	改定後
第5条（使用料） (1)貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、契約満了日に属する月の翌月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、各預金規定にかかわらず、通帳ならびに払戻請求書 <u>または当座小切手</u> によらず払戻しのうえ、使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日から1年分を前払いしてください。	第5条（使用料） (1)貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、契約満了日に属する月の翌月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、各預金規定にかかわらず、通帳ならびに払戻請求書によらず払戻しのうえ、使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日から1年分を前払いしてください。